

1.「専攻分野に関する企業、団体等（以下「企業等」という。）との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

保健師助産師看護師学校養成所指定規則に基づき、看護師国家試験受験資格に必要な単位の修得に向けた科目の設定において、専門基礎分野及び専門分野では、主たる実習病院から、医師・看護師をはじめ延べ74名の医療従事者の協力を得て、具体的事例を示しながら、より実践を理解できる講義を行う。また、臨地実習30単位1,035時間については、主たる実習病院をはじめ、地域の精神病院、訪問看護ステーション、保健福祉センター、地域包括支援センター、特別養護老人ホーム、助産院、こども園など様々な施設と連携・調整を実施する。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

静岡市は、静岡市立看護専門学校学則第7条の規定に基づく静岡市立清水看護専門学校に係る教育課程の編成について、看護分野に関する専門的な知見からの意見を聴取し、もって同校の職業教育の水準の維持向上を図るため、静岡市立清水看護専門学校教育課程編成会議を置く。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和8年7月31日現在

名 前	所 属	任期	種別
平野一美	公益社団法人静岡県看護協会理事	令和7年7月3日～令和9年3月31日 (2年)	①
多田みゆき	静岡県訪問看護ステーション協議会会長	令和7年7月2日～令和9年3月31日 (2年)	①
管原清子	静岡県立看護大学看護学部看護学科講師	令和7年4月1日～令和9年3月31日 (2年)	②
加藤夕紀子	静岡市立清水病院看護部長	令和7年4月1日～令和9年3月31日 (2年)	③

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。
(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合には、種別の欄は空欄で構いません。)

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回 (10月、3月)

(開催日時(実績))

令和7年度 第1回 令和7年10月9日 14:30～15:30

令和7年度 第2回 令和8年3月12日 14:30～15:30

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

暮らしのしくみで地域踏査を行い考えを発信する取り組みについて承認を得た。その学びを活かして継続できるよう、今年度はその地域の活動に参加し、得た学びを地域に発信する機会を設けている。クリティカルな思考を講義・演習での学びを実習で活かし結びつく実感から育めるよう、教員間の学生の学内の学びの共有、授業での活用、学生の特性をふまえ継続した支援に向けてチューター制を導入した。

学生からの授業評価・学校運営に関する評価に加えて、新カリキュラムで学び卒業し地域で活躍しはじめた卒業生からカリキュラム評価を得た。その結果もふまえ、合同自己研修や交流事業を時間割に組み入れ、学生の意向を確認し、教員がときには示唆して、意味ある体験につなげている。

2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

実習では、学内で学んだ各看護学の理論や方法を臨床場面において活用し、看護実践に必要な知識・技術・態度を養うことを狙いとする。

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

国際情報論では、昨年度から導入した日本語学校で学ぶ学生への健康教育の前に交流機会をつくり、異文化で暮らす方の思いや考えを知り活かせるようにしている。臨地実習では、地域で暮らす対象とその支援について、講義で学んだ地域包括ケアシステムを実習で実際と結びつくよう、今年度の地域・在宅看護論実習で地域包括ケアセンターでの実習を取り入れた。静岡市立清水病院では臨地実習30単位のうち17単位を実施する。病棟の再々編成があり、実習環境と指導体制整備に努めている。また、令和9年度4月より指定管理者制度導入に向けた影響が今年度にもあらわれており、状況をみながら指導者と調整を重ね学習環境を整えている。次年度に向けて他の施設の受け入れ可能性の情報を得て検討している。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
基礎看護学実習Ⅰ	看護の対象者との関わりを通し、自己の傾向を知り、看護におけるコミュニケーションについて体験的に学ぶ。	静岡市立清水病院
地域・在宅看護論実習Ⅱ	地域看護活動を通して、地域で暮らしている人々の健康上の問題と関連する諸問題を理解し、看護の機能と役割を学ぶ。	静岡市立清水病院地域医療支援室 静岡県看護協会訪問看護ステーション清水 静岡市清水保健福祉センター 地域包括支援センター 障害者相談支援センターわだつみ 事業所 他6施設
母性看護学実習	母性看護の対象を理解し、女性の健康の促進へ向けた看護の役割について学ぶ。	静岡市立清水病院 静岡市女性会館 オハナクリニック 助産院こうのとり ふね助産院 渡辺助産院
老年看護学実習Ⅱ	高齢者が住み慣れた地域で暮らすために必要な支援の実際から、老年看護の役割について考える。	独立行政法人地域医療機能推進機構 清水さくら病院 医療法人社団健寿会山の上病院 共立蒲原総合病院 静岡市立清水病院
統合実習	チーム医療を担う看護専門職の役割を理解し、臨床判断思考を活用しながら看護を実践する能力を養う。	静岡市立清水病院

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

教員は、専門領域における看護実践能力及び教育実践能力の修得・向上のため、実習施設等と連携して研修等を実施する。
臨床研修は、最新の診療の補助技術や日常生活の援助技術など教員として最も基本とする看護実践能力を高めるとともに、それらの経験を看護基礎教育に活用させることを目的として行う。看護実践現場で、実習施設等の職員の指導を受け実施する。
看護教育研究研修は、教員各人に対して、専門領域における看護実践能力及び教育実践能力を効果的かつ効率的に開発することを目的として行う。
新教育課程開発研修は教員全員が参加し、看護教育課程の編成能力を養う目的で行う。この研修は原則として年4回以上の集合研修として実施する。
継続教育研修は、新任、中堅、熟達教員それぞれが、学校組織の中で求められる役割と職責を遂行できるようにキャリア形成支援の目的として行う。
研究調査は、日々の教育活動のなかに課題を見出し研究調査することを通して、研究能力の向上を図ることを目的とする。
実習施設などの看護実践現場で実施されている研究活動に参加、アドバイザーとして支援することもこれに含まれる。

(2) 研修等の実績

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名「老年看護学実習前研修」(連携企業等: 医療法人社団研寿会 山の上病院)

期間: 令和7年4月28日(月)4月30日(水) 対象: 看護教師1名

内容: 老年看護の実際を学び、学生の実習指導に役立てる

研修名「老年看護学実習前研修」(連携企業等: 独立行政法人 地域医療推進機構 清水さくら病院)

期間: 令和7年5月19日(月) 対象: 看護教師2名

内容: 老年看護の実際を学び、学生の実習指導に役立てる

研修名「老年看護学実習前研修」(連携企業等: 共立蒲原総合病院)

期間: 令和7年8月15日(金) 対象: 看護教師1名

内容: 老年看護の実際を学び、学生の実習指導に役立てる

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名「臨床指導委員会 学生に考えさせる指導者としての関わり方の検討」(連携企業等:静岡市立清水病院)

期間:令和7年7月8日(火) 対象:臨床指導委員、看護教師

内容:事例を通して学生に考えさせる指導者としての関わり方を考える

研修名「臨床指導委員会 対人関係構築への実習指導のポイント」(連携企業等:静岡市立清水病院)

期間:令和7年10月14日(火) 11月11日(火) 対象:臨床指導員、看護教師

内容:対人関係を苦手とする学生の対人関係構築への実習指導のポイントを動画を視聴後、意見交換する

・看護教育研究研修

1人1回以上の学会・研修会参加

・教育課程開発研修

『当校の考える看護とは、看護の本質の共通認識、合理的配慮の共通認識、専任教員養成講習会での学び』をテーマに学習会を7回開催

・継続教育研修

静岡県看護教員継続研修 令和7年7月26日(月) 2名受講

静岡県看護教員継続研修 令和7年8月18日(月) 2名受講

・専任教員養成講習会 静岡県看護協会 令和7年5月8日(木)～令和7年12月19日(金) 2名受講

・研究調査

静岡市立清水病院 病棟研究講義 令和7年7月4日(金) 1名

静岡市立清水病院 ラダーⅡケーススタディ講義 令和7年6月6日(金) 1名

静岡市立清水病院 ラダーⅢ看護研究指導 令和7年7月4日(金)・9月26日(金)・12月5日(金) 3名

静岡市立清水病院 看護研究発表会 令和8年1月31日(土) 1名

(3)研修等の計画

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名「精神看護学実習前研修」(連携企業等:社会福祉法人 清承会 は一とぱる)

期間:令和8年4月24日(金) 対象:看護教師1名

内容:施設の特徴や流れ、利用者の特徴を学び、学生指導に役立てる

研修名:「精神看護学実習前研修」(連携企業等:医療法人社団宗美会 清水駿府病院)

期間:令和8年7月3日(金) 対象:看護教師1名

内容:精神看護の実際を学び、学生指導に役立てる

研修名「老年看護学実習前研修」(連携企業等:医療法人社団健寿会 山の上病院)

期間:令和8年5月8日(金)・8月28日(金) 対象:看護教師1名

内容:老年看護の実際を学び、学生指導に役立てる

研修名「老年看護学実習前研修」(連携企業等:独立行政法人 地域医療機能推進機構 清水さくら病院)

期間:令和8年6月3日(水) 対象:看護教師1名

内容:老年看護の実際を学び、学生指導に役立てる

研修名「老年看護学実習前研修」(連携企業:共立蒲原総合病院)

期間:令和8年8月4日(火)・8月5日(水)・8月18日(火) 対象:看護教師1名

内容:老年看護の実際を学び、学生指導に役立てる

研修名「精神看護学実習前研修」(連携企業等:医療法人清仁会 日本平病院)

期間:令和8年7月8日(水) 対象:看護教師1名

内容:精神看護の実際を学び、実習指導に役立てる

②指導力の修得・向上のための研修等

・看護教育研究研修

1人1回以上の学会・研修会参加

・教育課程開発研修

『情報リテラシーを深め、生成AIの効果的活用』をテーマに学習会9回

・継続教育研修

専任教員養成講習会フォローアップ研修 令和8年8月9日(日)・令和9年2月6日(土) 3名

・研究調査

静岡市立清水病院 ケーススタディ講義 令和8年6月12日(金) 1名

病棟研究講義 令和8年7月10日(金) 1名

研究指導 令和8年9月4日(金)・10月2日(金)・12月4日(金) 3名

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1)学校関係者評価の基本方針

学校関係者評価を行い、自己点検・自己評価結果を客観的に検証し、自己評価結果の客観性・透明性を高める。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	(1)教育理念・目標
(2)学校運営	(2)学校運営
(3)教育活動	(3)教育活動
(4)学修成果	(4)卒業・就業・進学
(5)学生支援	(5)学生支援
(6)教育環境	(6)教育環境
(7)学生の受入れ募集	(7)学生募集
(8)財務	(8)財務
(9)法令等の遵守	(9)法令等の遵守
(10)社会貢献・地域貢献	(10)社会貢献・地域貢献
(11)国際交流	(11)国際交流
	(12)教育力の向上

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)学校関係者評価結果の活用状況

教員が働きやすい環境整備がよりよい教育の基盤となる。新役割を担う中での疑問や気づきを発信しやすい環境づくりに努め、考えを確認しながら支援をしており、新たな発想が生まれている。昨年度にモバイルワークを導入し、タイムリーな情報共有や業務効率の向上につながった結果から、実習指導時の活用の拡大に取り組んでいる。地域の中にある学校であるとの評価を得ている。開校30周年を迎えたリーフレットの活用、適格専攻科助産学専攻への変更のメリットについて広報活動をしている。ロビーに学生の学びを紹介する掲示板を立て、随時発信している。また、主たる実習病院の指定管理者制度導入への影響を心配した講師や実習施設の方々の応援を力に、講師や実習施設の協力を得て教育課程運営、学生の支援、次年度の教育計画立案に努めている。

(4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和8年7月31日現在

名 前	所 属	任期	種別
平野 一美	公益社団法人静岡県看護協会理事	令和8年4月1日～ 令和9年3月31日	企業等 委員
多田 みゆき	静岡県訪問看護ステーション協議会副会長	令和8年4月1日～ 令和9年3月31日	企業等 委員
加藤 夕紀子	静岡市立清水病院看護部長	令和8年4月1日～ 令和9年3月31日	企業等 委員
八木 孝	静岡市立清水看護専門学校後援会会長	令和8年5月21日～ 令和9年3月31日	保護者 代表

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s8764/s003495.html>

公表時期: 令和8年5月12日

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

実習施設等の医療関係者や学校関係者の理解促進や連携の協力を得ることで、学校運営の改善を図る。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	(1)学校の概要
(2)各学科等の教育	(2)目標及び計画
(3)教職員	(3)看護学科の教育
(4)キャリア教育・実践的職業教育	(4)教職員
(5)様々な教育活動・教育環境	(5)キャリア教育等
(6)学生の生活支援	(6)様々な教育活動
(7)学生納付金・修学支援	(7)学生の生活支援
(8)学校の財務	(8)入学者選抜・学費及びその他の経費・就学支援
(9)学校評価	(9)学校の財務
(10)国際連携の状況	(10)学校評価
(11)その他	(11)その他

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

ホームページ

<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s8764/s003496.html>